

～お申込をされる前に～

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、目論見書と一体としてお渡しするものです。
この書面は、株式会社新生銀行が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。)

この目論見書補完書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②証券仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

当ファンドの販売会社の概要




商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本店所在地	〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8
加入協会	日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会
資本金	476,296,960,638円(2008年2月4日現在)
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	0120-456-860またはお取引のある本支店にご連絡ください。



当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧



















次ページ以降をご確認ください。

当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧




























(※)約定金額とは、お申込金額からお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等の相当額を控除した金額(「約定日の基準価額×約定した口数」)をいいます。お申込手数料は、下記の手数料率を約定金額に乗じた金額とします。また、消費税等の相当額とは消費税および地方消費税相当額の合計金額を示し、各お申込手数料に対して5%がかかります。(「お申込金額=約定金額+お申込手数料+お申込手数料に対する消費税等の相当額」)

取扱窓口  店頭 /  電話(新生パワーコール) /  インターネット(新生パワーダイレクト)






























[ 電話(新生パワーコール)、 インターネット(新生パワーダイレクト)は、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さまのみのお取り扱いになります。]

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
大同のMMF (マネー・マネージメント・ファンド)	T&Dアセット マネジメント	累積投資 専用	なし		1万円以上 1円単位	  
225インデックス ファンド	T&Dアセット マネジメント	自動継続 投資コース	5億円未満	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
インデックス ファンド225	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
ダイワ・ バリュー株・ オープン (愛称:底力)	大和証券 投資信託 委託	分配金 再投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5億円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5億円以上 10億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
フィデリティ・ 日本成長株・ ファンド	フィデリティ 投信	累積 投資コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ 日本配当 成長株・ファンド (分配重視型)	フィデリティ 投信	累積 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
クレディ・スイス・ ジャパン・ グロース・ ファンド	クレディ・ スイス投信	自動 けいぞく 投資専用	1,000万円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 5,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 5億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			5億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
アメリカン・ ドリーム・ファンド	新生インベス トメント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
ガリレオ	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	1億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 10億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
グローバル・ ソブリン・ オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	分配金 複利 けいぞく 投資コース	1億口未満 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
			1億口以上 3億口未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億口以上 0.525% (税抜 0.5%)		
			お申込手数料の段階区分が「口数」 であるため、当ファンドについては「約 定した口数」に応じた手数料率を記 載しています。		
世界のサイフ	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律 2.10% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
LM・ オーストラリア 毎月分配型 ファンド	レッグ・ メイソン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		
ニッセイ/ パトナム・ インカムオープン	ニッセイ アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
エマージング・ ソブリン・オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	自動 けいぞく 投資コース	5億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
高利回り社債オープン	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
高利回り社債オープン・ 為替ヘッジ	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1億円以上	1.575% (税抜 1.5%)		
JPMワールド・ CB・ オープン	JPモルガン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
ドイツェ・ライフ・ プラン 30	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 50	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 70	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ バランス・ ファンド	フィデリティ 投信	累積投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
新生・4分散 ファンド	中央三井 アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
新生・世界分散 ファンド (複利効果重視型)	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
新生・世界分散 ファンド (分配重視型)	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
世界の財産 3分法ファンド (不動産・債券・ 株式) 毎月分配型	日興アセ ット マネジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
グローバル・ ハイインカム・ ストック・ファンド	野村アセ ット マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
世界好配当 インフラ株 ファンド (毎月分配型)	日興アセ ット マネジ メント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
JFアジア株・ アクティブ・ オープン	JPモルガ ン・ アセ ット・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
JPM・BRICS5・ ファンド(愛称: ブリックス・ファイブ)	JPモルガ ン・ アセ ット・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・フラトン VPIC ファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
HSBC チャイナ オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
HSBC インド オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・UTI インドファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
新生・UTIインド インフラ関連株式 ファンド	新生インベス トメント・ マネジメン ト	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
HSBCブラジル オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
SGロシア 東欧株ファンド	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメン ト	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
フィデリティ・ USリート・ ファンド A (為替ヘッジあり)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
フィデリティ・ USリート・ ファンド B (為替ヘッジなし)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
ラサール・ グローバルREIT ファンド (毎月分配型)	日興アセット マネジメン ト	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS ジャパン・ ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメン ト	自動 けいぞく 投資専用	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS US ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメン ト	自動 けいぞく 投資専用	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
MHAM物価 連動国債ファンド (愛称:未来予想)	みずほ 投信投資 顧問	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
インベスコ 店頭・成長株 オープン	インベスコ 投信投資 顧問	自動 けいぞく 投資コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ドイチェ・ヨーロッパ インカムオープン	ドイチェ・ アセット・ マネジメン ト	自動 けいぞく 投資コース	一律	1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント 投信	分配金再投資コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
ダイワJ-REIT オープン	大和証券投資信託委託	分配金再投資コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
日本トレンド・セレクト ハイパー・ウェイブ	日興アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
日本トレンド・セレクト リバース・トレンド・ オープン			一律 1.05% (税抜 1.0%)		
日本トレンド・セレクト 日本トレンド・ マネーポートフォリオ			日本トレンド・セレクトの他のポートフォリオからの スイッチングでのみご購入いただけます		
日本トレンド・セレクトは手数料無しで3つのポートフォリオ間のスイッチングができます(信託財産留保額はかかる場合があります。詳しくは目論見書でご確認ください)。スイッチングによる購入申込単位は、1円以上1円単位です。					
日本債券ベア	T&D アセット マネジメント	自動継続 投資コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	10万円以上 1円単位	

<償還乗換優遇制度について>

償還乗換優遇制度とは、投資信託の償還金をもって、その支払を受けた販売会社で一定期間内に新たに別の投資信託をご購入いただく場合に、お申込手数料が無料となるなどの優遇制度です。当行では、お客さまが、下記の優遇対象となる償還(予定)ファンドの償還金をもって、本お申込手数料一覧記載のいずれかの投資信託(「大同のMMF」は除く。)をお申し込みされる場合に、手数料を無料とさせていただきます。*なお、償還乗換の際に償還金の支払を受けたことを証する書類を呈示していただくことがあります。

※以下の場合には優遇制度の対象外となります。

- ・「償還するファンド」「償還金をもってお申し込みされるファンド」のいずれかまたは両方が、外国籍投資信託である場合
- ・インターネット<新生パワーダイレクト>でお申し込みされる場合

優遇対象となる償還(予定)ファンド	償還(予定)日	優遇期限
—	—	—
優遇対象とならない償還(予定)ファンド	償還(予定)日	
—	—	



Color your life



クレディ・スイス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（目論見書）

2007年12月

本投資信託説明書(目論見書)は、前半部分は「クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド」の投資信託説明書(交付目論見書)、後半部分は同ファンドの投資信託説明書(請求目論見書)から構成されています。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

当ファンドは主に国内株式を投資対象とします。組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。)

クレディ・スイス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）
2007年12月

クレディ・スイス投信

1. 「クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、旧証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年6月8日に関東財務局長に提出しており、平成19年6月9日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
3. 当ファンドにおける有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社に請求することにより、当該販売会社を通じて交付されます。なお、投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。
4. 本書で使用している税率等の課税上の取扱いは、本書作成時現在に適用されているものですが、税制が改正された場合等には、変更になる場合があります。

投資信託の運用による損益は、すべて投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は証券会社以外でご購入の場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

当ファンドの販売会社および基準価額等については、次の照会先までお問い合わせください。

[照会先] クレディ・スイス投信株式会社
お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120 - 104 - 903
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)
インターネット・ホームページ www.credit-suisse.com/jp

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、
この書面、目論見書および販売用資料の内容をお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・ファンドの基準価額（純資産総額）は、組入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、金融商品市場等による相場変動リスクや組入れる有価証券の発行者の債務不履行等の信用リスクの影響を受けて変動し（外貨建資産の場合は為替変動リスクによる影響も受けます）、元本損失の生ずるおそれがあります。
- ・ファンドにおける運用会社（委託者）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。
- ・本ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・投資家（受益者）には、申込時の手数料等をご負担いただく他、投資信託の信託財産から支払われる諸費用（信託事務の諸費用、監査費用、信託報酬等）も間接的にご負担いただくこととなります。なお、諸費用のうち事前に計算できないもの（信託事務の諸費用等）については、目論見書にその種類ごとの金額や合計額等を記載していません。
- ・投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。

本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
資本金	664,986 百万円（平成19年3月31日）
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	弊行は、認定投資者保護団体に加入していません。
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	電話：0120-56-3143 （通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012 平日 8:00～21:00 土・日・祝日 9:00～21:00 1月1日～3日と5月3日～5日を除く

（平成19年10月作成）

下記の事項は、クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただき、重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、わが国の株式に投資します。

株式等の価格は、発行企業の業績、経営・財務の状況の悪化、倒産、政治経済情勢、株式の需給、為替の変動などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの投資リスクとしては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「市場の閉鎖等に伴うリスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

取得申込日の基準価額に3.15% (税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にご確認 ください。

換金(解約)手数料

かかりません。

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年率1.68% (税抜1.6%)を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

換金申込日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

・有価証券・デリバティブ取引の売買手数料

・信託事務の処理に要する諸費用

・一部解約に伴い立替を受ける場合や借入金を行う場合の利息など

* 「その他の費用」は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、お申込からご換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資信託説明書(交付目論見書)

目 次

頁

1	ファンドの概要	1
	1. ファンドの基本情報	1
	2. 買付・換金の申込み	2
	3. 費用と税金	3
	4. ファンドの仕組み	4
2	運用の内容	5
	1. ファンドの性格および特色	5
	2. 投資対象	7
	3. 投資制限	7
	4. 配分方針	7
	5. 運用体制	8
	6. 投資リスク	9
3	投資の手引き	12
	1. 申込手続等の概要	12
	2. 手数料等および税金	13
4	運用状況	15
	1. 運用状況	15
	2. 財務ハイライト情報	18
5	その他	24
	1. 管理および運営の概要	24
	2. 内国投資信託受益証券事務の概要	25
	3. その他ファンドの情報	26
	4. 委託会社の概況	27
	5. ファンドの詳細情報の項目	28

信 託 約 款

用 語 の 解 説

1 ファンドの概要

1. ファンドの基本情報

ファンドの名称	クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド (当ファンド)とします。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型)
ファンドの投資方針	信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行いません。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
ファンドの特色	企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。 ファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行いません。 銘柄選択にあたっては、企業訪問を重視したボトムアップ・アプローチを行いません。 グローバルな視点を加味した運用を行いません。 ベンチマークであるTOPIX (東証株価指数) を中長期的に上回る投資成果をめざします。
運用方針	後述の 2 運用の内容 1. ファンドの性格および特色」をご覧ください。
主な投資制限	株式への投資割合 制限を設けません。 外貨建資産への投資割合 信託財産の純資産総額の30%以内とします。
主な価格変動リスク	価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 市場の閉鎖等に伴うリスク
信託期間	無期限 (平成11年5月31日設定) ただし、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等は信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。
決算日	年1回：原則、3月10日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いません。ただし、基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。 分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

2. 買付・換金の申込み

買付・換金の 申込受付時間	午後3時(年末年始など半休日の場合は午前11時)までに申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
買付単位	1万円以上1円単位 定時定額購入サービス等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。販売会社でご確認ください。
買付価額	買付申込受付日の基準価額
買付手数料	販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書作成時現在の手数料率は、買付価額に対し3.15% (税抜3%)以内です。
買付代金の支払い	販売会社が別に定める日までにお支払いいただきます。
途中換金	原則として、いつでもご換金いただけます。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を差し引いた額
換金代金の支払い	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から

注) 本書では、取得・申込等を「買付」、一部解約等を「換金」ということがあります。

3. 費用と税金

買付時、収益分配時、換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
買 付 時	買 付 手 数 料	販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。 本書作成時現在の手数料率：3.15%（税抜3%）以内
収 益 分 配 時	所得稅および地方稅	普通分配金に対して……………10% ¹
換 金 時 (解 約 請 求 制)	信 託 財 産 留 保 額	基準価額に対して……………0.3%
	換 金 手 数 料	なし
	所得稅および地方稅	基準価額の個別元本 ² 超過額に対して……………10% ¹
償 還 時	所得稅および地方稅	償還価額の個別元本 ² 超過額に対して……………10% ¹

1 個人投資家の場合の税率です。法人投資家の場合は税率が異なります。

2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（買付手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）をいいます。

注）課税上の詳細については、後述の「**3** 投資の手引き 2. 手数料等および税金 (2) 課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		毎 日	信 託 報 酬	総額	純資産総額に対して……………年率1.68%（税抜1.6%）
配分	委託会社 年率0.7875% （税抜0.75%）			販売会社 年率0.7875% （税抜0.75%）	受託会社 年率0.105% （税抜0.1%）
随 時	そ の 他 の 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券・デリバティブ取引の売買手数料 ・ 信託事務の処理に要する諸費用 ・ 一部解約に伴い立替を受ける場合や借入金を行う場合の利息 ・ 外国証券を外国で保管する場合の費用など 			

注1) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

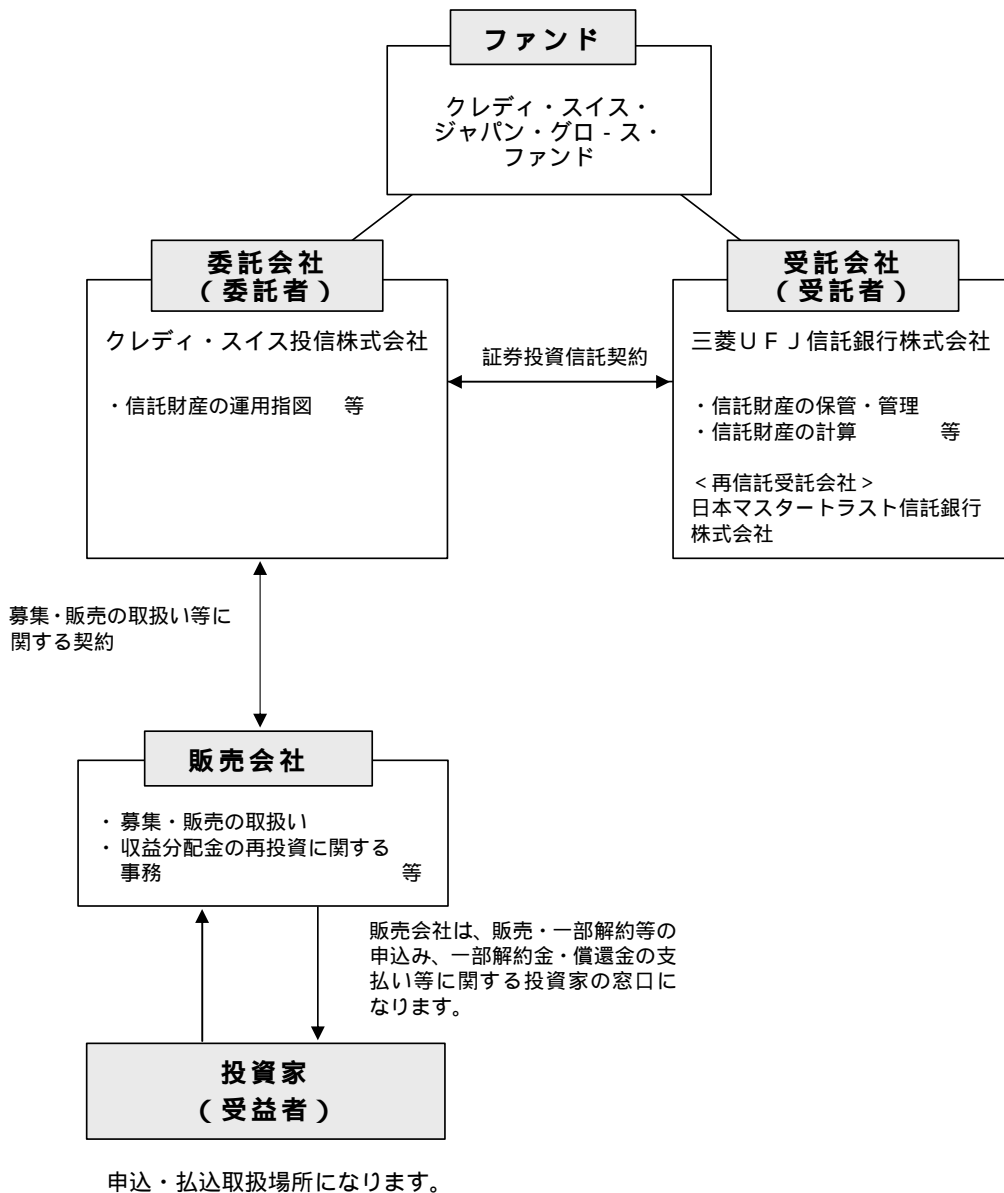
注2) 監査費用は、委託会社が負担し、信託財産からは支払いません。

注3) 上記の「その他の費用」は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、お申込からご換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

4. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社 (証券投資信託契約)

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社 (募集・販売の取扱い等に関する契約)

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

2 運用の内容

1. ファンドの性格および特色

(1) ファンドの目的および基本的性格

a. ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的とします。

b. ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託で、「国内株式型（一般型）」に属しています。

「国内株式型（一般型）」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

d. ファンドの特色

企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。

ファンダメンタルズ分析¹に基づいたアクティブ運用を行ないます。

銘柄選択にあたっては、企業訪問を重視したボトムアップ・アプローチ²を行ないます。

グローバルな視点を加味した運用を行ないます。

ベンチマーク³であるTOPIX（東証株価指数）を中長期的に上回る投資成果をめざします。

1 「ファンダメンタルズ分析」とは、投資価値を判断する分析手法のひとつです。景気や企業業績を重視し、将来の企業の成長性を調査・分析し、株式投資に反映させます。企業業績ではとくに財務内容を中心に分析を行ないます。

2 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を訪問・分析した結果で銘柄選択を行なう運用手法のことです。

3 「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

(2) ファンドの投資方針

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

投資プロセスにおいて『企業訪問』を重視します。

産業構造の変革の中で、日本企業の将来は過去の延長線上にはないと考えます。その将来を決めるものは『人』であり、その中で最も重要な役割を果たす『経営者』の哲学やビジョン、そして経営戦略などを確かめるために、ポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストによる『企業訪問』を重視します。

グローバルに展開するクレディ・スイスの情報力を投資に活かします。

経済がグローバル化する状況で、日本という枠の中だけで日本株を評価・分析することは偏った投資判断に陥るリスクがあると考えます。そこで、グローバルに展開するクレディ・スイスの情報力を活かし、グローバルな視点を加味した運用を行ないます。

国内のあらゆる企業を銘柄選択の対象とします。

- ・ 脚光を浴びている企業から脚光を浴びていない企業まで
- ・ 流動性の高い大型株から流動性の低い小型株まで
- ・ 伝統的な産業から新しい産業まで
- ・ 歴史の長い大手企業から創業間もない新興企業まで

b. 投資態度

全ての日本株式を対象に幅広く投資機会を探ります。新規公開企業の株式にも注目します。

銘柄選択に際しては、企業の成長性に着目し、株価の割安度を考慮します。特に個別企業の収益性、経営の質、株価水準などに焦点をあてます。

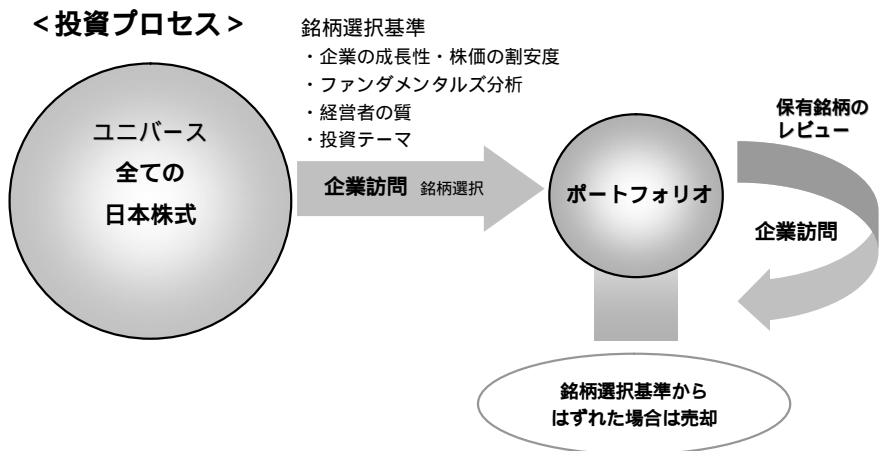
その時々々の相場の投資テーマも銘柄選択の判断材料とします。

基本的に組入銘柄については、ファンド・マネジャーもしくはアナリストが企業訪問を実施します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。

現物株式への投資を運用の主体とします。先物取引等は原則としてヘッジ目的に限定して行ないます。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。



2．投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(詳しくは、後述の「信託約款」をご覧ください。)

3．投資制限

< 信託約款上の投資制限 >

後述の「信託約款」をご覧ください。

< 法令上の投資制限 > (法令は本書作成時現在のものであり、今後改正される場合があります。)

運用の指図の制限 (投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

投資信託委託会社は、同一の法人の発行する株式を、以下の1．に掲げる数が2．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託会社である信託会社等に指図することはできません。

- 1．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法 (平成17年法律第86号) 第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。) の総数
- 2．当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

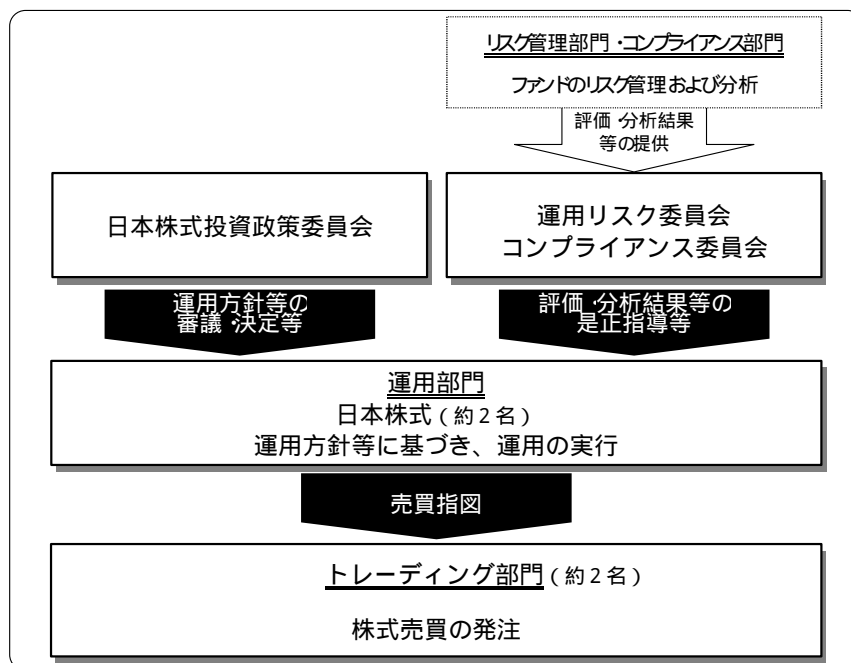
4．分配方針

年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行いません。

ただし、基準価額水準等によっては分配を行わない場合もあります。分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(詳しくは、後述の「信託約款」をご覧ください。)

5 . 運用体制



運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインである「業務の外部委託に関する規則」に基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

* 当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

6. 投資リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資します（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。すべてのリスクを完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

基準価額の主な変動要因等

価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入れ株式の下落により基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

一般に、当ファンドが投資対象とする株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、当該銘柄の投資資金が回収できなくなることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や新たな取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なえない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドでは、実質的に組入れている資産ならびに取引の売却を十分な流動性の下で行なえないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場は、世界的な経済事情の急変または天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されたり同市場が混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドにおいては、資産運用ないしはそのヘッジのため、各種のデリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク、ヘッジ目的を欠く投機的な取引となるリスクなど様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、運用資産が損失を被る可能性があり、デリバティブ取引の内容によっては損失が多大なものとなるリスクもあります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需要その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことがあります。

関係法人についての留意点

販売会社

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

受託会社

・受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託銀行に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

・受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。

受託会社が辞任したまたは解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託銀行または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドを運用していく上で、当ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などは出来る限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しがなされる場合があります。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を有しません。

その他の留意点

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや募集を停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、収益分配方針に従い、計算期末に分配を行いません。ただし、委託会社の判断により、分配が行なわれない場合があります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性が

ります。

申込受付中止等の可能性に関わる留意点

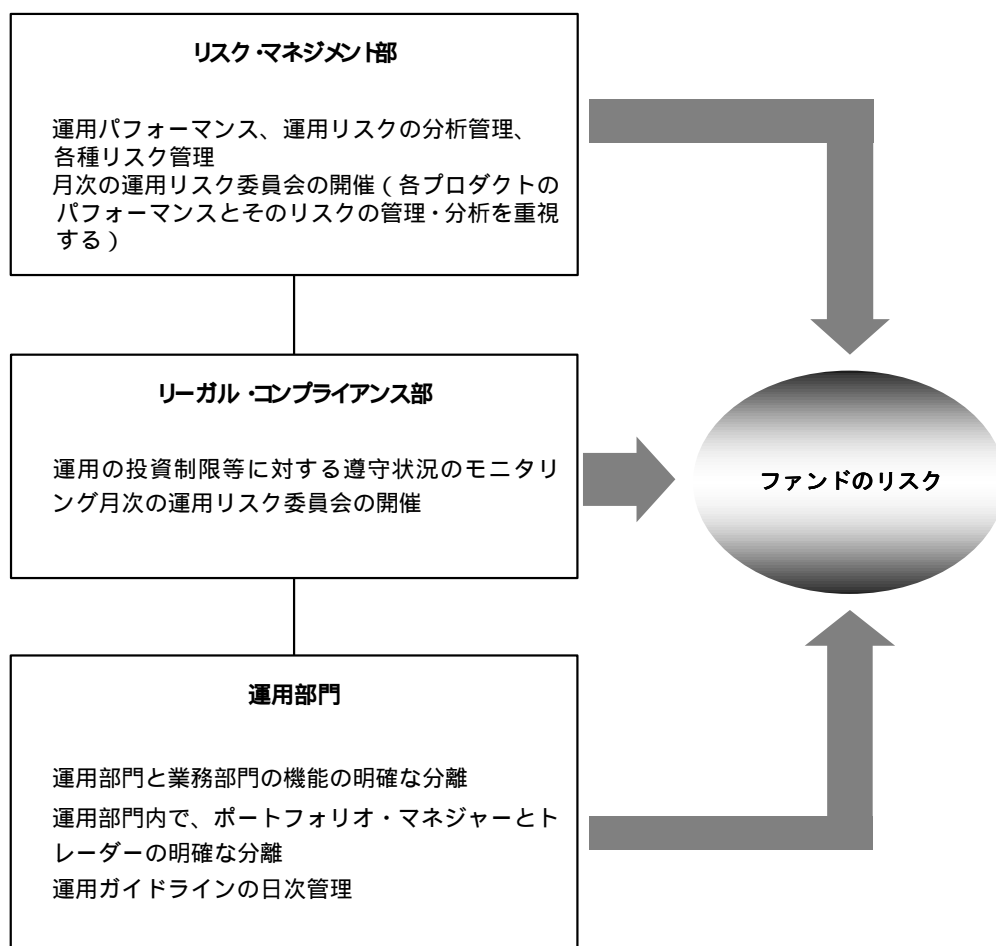
委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など)があるときは取得申込受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込受付を取消することができます。また同様の事情がある場合、一部解約の申込受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の申込みを受付けたものとします。

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

《リスクの管理体制》



* 当ファンドのリスク管理体制等は本書作成時現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資の手引き

1. 申込手続等の概要

(1) 買付申込手続等

a. 買付方法

午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までに、買付申込みが行なわれ、かつ当該買付申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の買付申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

b. 買付単位

買付手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

c. 買付価額

買付申込受付日の基準価額とします。

d. 買付代金のお支払日

販売会社の別に定める日までに買付代金を販売会社にお支払ください。

e. 取得申込時の振替口座簿について

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(2) 換金申込手続等

a. 換金方法

午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までに、換金申込みが行なわれ、かつ当該換金申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分とします。

- b. 換金単位
一口単位とします。
- c. 換金価額
換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を差し引いた額とします。なお、手取額は、当該解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

- d. 換金における制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により、一定の金額を超える換金に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。
- e. 換金代金の支払日
原則として、換金申込受付日より5営業日目から、販売会社においてお支払いします。
- f. 換金時の振替口座簿について
換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

2. 手数料等および税金

(1) 手数料・信託報酬等

- a. 買付手数料
販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。
本書作成時現在の手数料率は、基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内です。
なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料で取扱います。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- b. 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.6%）以内を乗じて得た額とします。
- c. 信託報酬率の詳細、その他ご負担いただく費用等については、「**1** ファンドの概要 3. 費用と税金」をご覧ください。

(2) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 個別元本について
追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、以下「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。)

b. 換金時および償還時の課税について

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。また、償還または解約により生じた損失については、確定申告を行なうことにより、株式等の売買益(譲渡益)との損益通算が可能となります。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、当ファンドは益金不算入制度が適用されます。

平成21年4月1日から支払われる公募株式投資信託の収益の分配金(普通分配金・一部解約金・償還金の個別元本超過額)については、個人の受益者の場合、20%(所得税15%、地方税5%)、法人の受益者の場合、15%(所得税15%)となる予定です。

4 運用状況

1. 運用状況

(1) 投資状況

(平成19年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,122,415,450	95.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		134,894,854	4.14
合計(純資産総額)		3,257,310,304	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額の上位30位銘柄

(平成19年10月31日現在)

順位	銘柄名	国/地域	業種	株数(株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	19,600	7,608.35	149,123,660	6,570.00	128,772,000	3.95
2	三菱商事	日本	卸売業	32,800	2,974.95	97,578,438	3,550.00	116,440,000	3.57
3	三井物産	日本	卸売業	38,000	2,246.31	85,359,805	2,950.00	112,100,000	3.44
4	ジェイアイホールディングス	日本	鉄鋼	16,300	7,854.96	128,035,857	6,690.00	109,047,000	3.35
5	伊藤忠商事	日本	卸売業	67,000	1,312.42	87,932,273	1,441.00	96,547,000	2.96
6	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	143	814,000.00	116,402,000	643,000.00	91,949,000	2.82
7	小松製作所	日本	機械	23,600	2,728.61	64,395,196	3,810.00	89,916,000	2.76
8	スズキ	日本	輸送用機器	22,400	3,229.49	72,340,756	3,760.00	84,224,000	2.59
9	武田薬品工業	日本	医薬品	11,300	7,804.69	88,193,053	7,160.00	80,908,000	2.48
10	信越化学工業	日本	化学	10,500	7,202.51	75,626,434	7,340.00	77,070,000	2.37
11	東レ	日本	繊維業	82,000	866.00	71,012,000	884.00	72,488,000	2.23
12	三菱UFJフィナンシャルグループ	日本	銀行業	62,000	1,400.00	86,800,000	1,139.00	70,618,000	2.17
13	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	70	1,079,834.50	75,588,415	934,000.00	65,380,000	2.01
14	ブリヂストン	日本	ゴム製品	24,500	2,382.46	58,370,285	2,535.00	62,107,500	1.91
15	本田技研工業	日本	輸送用機器	14,100	4,276.86	60,303,726	4,300.00	60,630,000	1.86
16	キヤノン	日本	電気機器	10,300	6,350.00	65,405,000	5,750.00	59,225,000	1.82
17	HOYA	日本	精密機器	14,000	3,960.00	55,440,000	4,170.00	58,380,000	1.79
18	ヤクルト本社	日本	食料品	21,800	2,972.62	64,803,116	2,660.00	57,988,000	1.78
19	東芝	日本	電気機器	60,000	765.00	45,900,000	965.00	57,900,000	1.78
20	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	通信業	336	168,896.54	56,749,238	166,000.00	55,776,000	1.71
21	J S R	日本	化学	18,300	2,692.20	49,267,297	2,970.00	54,351,000	1.67
22	三井不動産	日本	不動産業	17,000	3,223.30	54,796,168	3,160.00	53,720,000	1.65
23	パナソニックホールディングス	日本	サービス業	11,900	3,943.25	46,924,788	4,290.00	51,051,000	1.57
24	エルピーダメモリ	日本	電気機器	11,800	5,200.00	61,360,000	3,920.00	46,256,000	1.42
25	住友電気工業	日本	非鉄金属	24,900	1,788.00	44,521,200	1,853.00	46,139,700	1.42
26	ファナック	日本	電気機器	3,600	12,324.10	44,366,766	12,540.00	45,144,000	1.39
27	日本郵船	日本	海運業	38,000	1,102.57	41,897,883	1,180.00	44,840,000	1.38
28	アルバック	日本	電気機器	9,900	4,077.01	40,362,469	4,480.00	44,352,000	1.36
29	アイシン精機	日本	輸送用機器	9,000	4,403.62	39,632,580	4,700.00	42,300,000	1.30
30	国際石油開発帝石ホールディングス	日本	鉱業	34	961,000.00	32,674,000	1,240,000.00	42,160,000	1.29

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

(種類別投資比率)

(平成19年10月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	1.29
		建設業	1.22
		食料品	1.78
		繊維業	3.55
		化学	7.50
		医薬品	3.18
		ゴム製品	1.91
		ガラス・土石製品	1.15
		鉄鋼	4.19
		非鉄金属	1.78
		金属製品	0.88
		機械	6.14
		電気機器	13.92
		輸送用機器	10.78
		精密機器	1.79
		その他製品	1.11
		陸運業	1.02
		海運業	1.38
		通信業	4.00
		卸売業	9.98
		小売業	3.20
		銀行業	7.98
		証券業	1.38
		不動産業	1.65
サービス業	3.11		
合計			95.86

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成12年3月10日)	8,827	-	2.1561	-
2期(平成13年3月12日)	8,046	-	1.0908	-
3期(平成14年3月11日)	7,420	-	1.0205	-
4期(平成15年3月10日)	4,414	-	0.6171	-
5期(平成16年3月10日)	5,777	-	0.8764	-
6期(平成17年3月10日)	5,040	-	0.8758	-
7期(平成18年3月10日)	5,530	-	1.2467	-
8期(平成19年3月12日)	4,210	-	1.1668	-
平成18年10月末日	4,808	-	1.1877	-
平成18年11月末日	4,633	-	1.1594	-
平成18年12月末日	4,634	-	1.1994	-
平成19年1月末日	4,568	-	1.2066	-
平成19年2月末日	4,337	-	1.1867	-
平成19年3月末日	4,118	-	1.1503	-
平成19年4月末日	3,975	-	1.1276	-
平成19年5月末日	3,960	-	1.1538	-
平成19年6月末日	3,903	-	1.1778	-
平成19年7月末日	3,634	-	1.1301	-
平成19年8月末日	3,324	-	1.0403	-
平成19年9月末日	3,327	-	1.0505	-
平成19年10月末日	3,257	-	1.0460	-

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

	収益率(%)
1期	115.6
2期	49.4
3期	6.4
4期	39.5
5期	42.0
6期	0.1
7期	42.3
8期	6.4

2. 財務ハイライト情報

以下の情報は、「ファンドの詳細情報の項目」に記載する「財務諸表」から抜粋して記載したものです。ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該各監査法人による監査報告書は、当該「財務諸表」に添付されています。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	第 7 期 (平成18年 3月10日現在)	第 8 期 (平成19年 3月12日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	176,509,854	190,555,561
株式	5,383,440,700	4,015,295,200
未収入金	30,439,983	42,032,799
未収配当金	3,503,826	2,592,387
未収利息	4	1,983
流動資産合計	5,593,894,367	4,250,477,930
資産合計	5,593,894,367	4,250,477,930
負債の部		
流動負債		
未払金	10,817,010	-
未払解約金	7,722,990	1,513,791
未払受託者報酬	2,799,302	2,433,122
未払委託者報酬	41,989,468	36,496,752
流動負債合計	63,328,770	40,443,665
負債合計	63,328,770	40,443,665
純資産の部		
元本等		
元本	4,436,302,703	3,608,325,794
剰余金		
期末剰余金	1,094,262,894	601,708,471
(うち分配準備積立金)	(600,160,823)	(481,122,128)
剰余金合計	1,094,262,894	601,708,471
元本等合計	-	4,210,034,265
純資産合計	5,530,565,597	4,210,034,265
負債・純資産合計	5,593,894,367	4,250,477,930

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	第 8 期 自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日
	金 額	金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	51,082,594	52,089,836
受取利息	1,154	127,072
有価証券売買等損益	1,857,465,538	274,515,868
その他収益	687,500	2,418
営業収益合計	1,909,236,786	222,296,542
営業費用		
受託者報酬	5,387,839	5,203,783
委託者報酬	80,817,465	78,056,545
営業費用合計	86,205,304	83,260,328
営業利益	1,823,031,482	-
営業損失金額	-	305,556,870
経常利益	1,823,031,482	-
経常損失金額	-	305,556,870
当期純利益	1,823,031,482	-
当期純損失金額	-	305,556,870
一部解約に伴う当期純利益分配額	219,411,721	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	-	16,919,923
期首剰余金又は期首欠損金()	714,920,742	1,094,262,894
剰余金増加額	-	17,701,574
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	-	(17,701,574)
剰余金減少額	-	221,619,050
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	-	(221,619,050)
欠損金減少額	205,563,875	-
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(182,791,934)	-
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(22,771,941)	-
分配金	-	-
期末剰余金	1,094,262,894	601,708,471

(3) 注記表

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	第 8 期 自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	同 左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項		平成19年3月10日およびその翌日が休日のため、信託約款第43条により、第8期計算期間期末日を平成19年3月12日としております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	前中間計算期間 (平成18年9月10日現在)	当中間計算期間 (平成19年9月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		141,764,874	172,554,338
株式		4,873,645,230	2,983,574,050
未収入金		85,419,353	108,597,169
未収配当金		3,795,885	1,483,760
未収利息		504	1,749
流動資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066
資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066
負債の部			
流動負債			
未払金		76,131,717	90,370,104
未払解約金		1,238,891	5,446,042
未払受託者報酬		2,727,652	2,012,565
未払委託者報酬		40,914,654	30,188,473
流動負債合計		121,012,914	128,017,184
負債合計		121,012,914	128,017,184
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,149,651,788	3,183,934,844
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()	*2	833,961,144	45,740,962
(うち分配準備積立金)		(554,130,648)	(423,105,445)
剰余金合計		833,961,144	45,740,962
元本等合計		4,983,612,932	3,138,193,882
純資産合計		4,983,612,932	3,138,193,882
負債・純資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前中間計算期間 自平成18年3月11日 至平成18年9月10日	当中間計算期間 自平成19年3月13日 至平成19年9月12日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		29,730,084	25,348,638
受取利息		28,287	260,520
有価証券売買等損益		162,167,597	577,329,180
その他収益		2,325	333
営業収益合計		132,406,901	551,719,689
営業費用			
受託者報酬		2,727,652	2,012,565
委託者報酬		40,914,654	30,188,473
営業費用合計		43,642,306	32,201,038
営業損失金額		176,049,207	583,920,727
経常損失金額		176,049,207	583,920,727
中間純損失金額		176,049,207	583,920,727
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		13,314,518	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額		-	6,848,168
期首剰余金		1,094,262,894	601,708,471
剰余金増加額		14,264,403	2,663,897
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(14,264,403)	(2,663,897)
剰余金減少額		85,202,428	73,040,771
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(85,202,428)	(73,040,771)
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		833,961,144	45,740,962

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前中間計算期間 自 平成18年 3月11日 至 平成18年 9月10日	当中間計算期間 自 平成19年 3月13日 至 平成19年 9月12日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

5 その他

1. 管理および運営の概要

(1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称「CSJG」として掲載されます。また、販売会社または表紙裏の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。
- c. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成11年5月31日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

(5) その他

a. 償還条件

委託者は、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託者は、当ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

e. 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、一部解約（換金）請求権、帳簿書類の閲覧・謄写の請求権です。

2. 内国投資信託受益証券事務の概要

a. 名義書換手続き等

名義書換は行なわれません。

b. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

c. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

d．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

e．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

f．受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

g．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

h．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

3．その他ファンドの情報

国内投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるクレディ・スイス投信株式会社は、やむを得ない事

情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

2,000億円を上限とします。

申込期間

平成19年6月9日から平成20年6月6日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

払込期日

販売会社の定める日までに申込代金を販売会社にお支払いください。販売会社は、申込日毎の取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

本目論見書に関する有価証券届出書の提出日

平成19年6月8日

平成19年12月7日(訂正届出書提出日)

4. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書作成時現在のものです。)

資本金の額

資本金	:	2,090.4百万円
発行する株式の総数	:	320,000株
発行済株式の総数	:	308,062株

会社の沿革

平成5年9月16日	クレディ・スイス投信株式会社設立
平成5年9月30日	証券投資信託委託業の認可
平成7年5月31日	投資顧問業の登録
平成9年3月31日	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年4月1日	クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
平成10年11月1日	商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
平成14年2月1日	ウォーバーグ・ピнкаス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
クレディ・スイス	スイス国チューリッヒ市パラデプラッツ 8 番地	308,062株	100.00%

当ファンドに関する有価証券届出書の発行者

発 行 者 名 : クレディ・スイス投信株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 平本 貴範

本店の所在の場所 : 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

5 . ファンドの詳細情報の項目

「ファンドの詳細情報の項目」では、請求目論見書（有価証券届出書第三部 の内容を記載した目論見書）の項目を記載しています。請求目論見書とは、証券取引法の規定に基づき、投資家からの請求により交付される目論見書で、ご請求の場合は販売会社にお問い合わせください。

当該情報は「EDINET（エディネット）」でもご覧いただけます。EDINETとは、Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類を閲覧することができます。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 第 1 ファンドの沿革 | 第 4 ファンドの経理状況 |
| 第 2 手続等 | 1 財務諸表 |
| 1 申込（販売）手続等 | (1) 貸借対照表 |
| 2 換金（解約）手続等 | (2) 損益及び剰余金計算書 |
| 第 3 管理及び運営 | (3) 注記表 |
| 1 資産管理等の概要 | (4) 附属明細表 |
| (1) 資産の評価 | 2 ファンドの現況 |
| (2) 保管 | 純資産額計算書 |
| (3) 信託期間 | 資産総額 |
| (4) 計算期間 | 負債総額 |
| (5) その他 | 純資産総額 (-) |
| 2 受益者の権利等 | 発行済数量 |
| | 1 単位当たり純資産額 (/) |
| | 第 5 設定及び解約の実績 |

追加型証券投資信託
クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド

運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を基本とします。

株式等の組入比率については原則としてフル・インベストメントで積極的な運用を基本とします。

実際に企業を訪問し、徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」による運用を基本とします。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、クレディ・スイス投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者としてします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委任)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条、第50条、第51条、第52条および第54条の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解

約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の取得単位、価額および手数料等)

第12条 指定販売会社は、当該指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に係る契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めます。

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(削除)

第13条 削除

(削除)

第14条 削除

(削除)

第15条 削除

(削除)

第16条 削除

(運用の指図範囲)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特別目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいい、有価証券に係るものに限りません。)
15. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りませ。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
21. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（削除）

第18条の2 削除

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りませ。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 30% を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 30% を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第29条 (削除)

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(削除)

第31条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れをもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入れ金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 11 年 5 月 31 日から平成 12 年 3 月 10 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条の規定による信託終了の日とします。

(信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.60% を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第 42 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(削除)

第 43 条 削除

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については、第 46 条に規定する交付開始までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 45 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金の再投資)

第 46 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。

指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

第 49 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(削除)

第 47 条 削除

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位をもって当該一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 49 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が 30 億円を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付 則

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第45条第4項および第46条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成11年5月31日

委託者 クレディ・スイス投信株式会社
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

用語の解説

アクティブ運用

投資価値を分析・評価し投資銘柄の選別を行なう運用手法で、市場の収益率を上回る収益率をあげることを目指します（アクティブ運用に対比する運用手法として、パッシブ運用があります。これは逆に、市場の収益率通りの収益率をあげることを目指します。）。

運用報告書

運用報告書は、投資信託及び投資法人に関する法律（投信法）で信託財産の計算期間の末日ごとに作成することが規定されています。期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社から販売会社を通じて受益者に交付します。

解約価額

投資信託の換金時の価額で、一部解約時に信託財産留保額がある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

解約請求制

投資信託の換金方法のひとつで、受益者が販売会社を通して、委託会社に対し信託契約の一部解約を請求する方法です。

基準価額

受益権 1 口当たりの時価（純資産価値）のことをいいます（純資産総額 ÷ 受益権総口数）。

収益分配金

計算期間中に運用によって得られた収益から費用を差し引き、投資家に分配するお金です。

受益権

信託財産の運用によって得られた利益の分配を得る権利です。

純資産総額

信託財産の資産金額（時価評価）から負債金額（時価評価）を控除したものをいいます。

信託財産留保額

信託期間終了前の一部解約に対し、一部解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用のことで、委託者報酬と受託者報酬にわけることができます。委託者報酬とは委託会社が運用の対価として受け取るもので、受託者報酬とは受託会社が信託財産の保管・管理の対価として受け取るものです。なお、委託会社が受け取る委託者報酬から、販売会社に販売事務等の対価としての手数料が支払われます。

追加型投資信託

追加型投資信託とは、当初募集された信託財産に、いつでも追加設定を行ない、一つのファンドとして運用するものです。追加型投資信託は、原則として、時価で自由に設定・解約及び売買ができることから、投資家は自らそのタイミングをみて取引することができます。

特別分配金

収益分配金のうち、分配落ち後基準価額が個別元本を下回ったとき、その部分に相当するものです。元本の払い戻しとみなされ非課税扱いになります。

普通分配金

追加型投資信託の収益分配金のうち、分配落ち前基準価額の個別元本超過部分を指します。

ベンチマーク

ファンドの運用に当たって運用目標の基準となる指標です。

目論見書

投資信託の運用方針や特徴について記した説明書です。投資家が投資信託を理解し、十分検討できるよう、委託会社が作成します。販売会社は、募集、販売に際し、投資家への交付を義務づけられています。

- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）

投資家にあらかじめまたは買付申込と同時に交付する目論見書です。

- ・ 投資信託説明書（請求目論見書）

投資家から請求があった場合に交付する目論見書です。

信託約款

委託会社と受託会社の間に関与される信託契約の内容が記載されたものです。個々のファンドごとに作成されます。

クレディ・スイス ・ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）
2007年12月

クレディ・スイス投信

1. 「クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下 当ファンド)といひます。)の募集については、委託会社は、旧証券取引法 (昭和23年法第25号)第 5条の規定により有価証券届出書を平成19年 6月 8日に関東財務局長に提出しており、平成19年 6月 9日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書 (請求目論見書)は、金融商品取引法 (昭和23年法第25号)第13条第 2項第 2号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 本書で使用している税率等の課税上の取扱いは、本書作成時現在に適用されているものですが、税制が改正された場合等には、変更になる場合があります。

投資信託説明書 (請求目論見書)

目 次

	頁
第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込 (販売) 手続等	1
2 換金 (解約) 手続等	2
第 3 管理及び運営	2
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	5
第 4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	20
第 5 設定及び解約の実績	20

第1【ファンドの沿革】

- 平成11年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 平成14年2月1日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託者の業務を承継
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 平成15年8月8日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除
- 平成19年12月8日 クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンドへ名称変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a. 取得申込方法

取得申込みについては、午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」 にしたがって契約を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 取得申込単位

申込手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

c. 取得申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

d. 取得申込代金の払込み

販売会社が別に定める日までに、申込代金を販売会社にお支払いください。

e. 取得申込時の振替口座簿について

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、

委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

- a. 一部解約の実行の請求については、午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までに、一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- b. 一部解約の単位
1口単位とします。
- c. 一部解約の価額
解約価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額¹を差し引いた額とします。なお、手取額は、当該解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本²を上回った場合その超過額の10%³）を差し引いた金額となります。
 - 1 「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。
 - 2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）をいいます。
 - 3 個人投資家の場合の税率です。法人投資家の場合は税率が異なります。
- d. 一部解約における制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により、一定の金額を超える一部解約に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- e. 解約代金の支払い
原則として一部解約の実行の請求の受付日より5営業日目から販売会社において支払います。
- f. 換金時の振替口座簿について
換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、

わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称「CSJG」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120-104-903

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ www.credit-suisse.com/jp

- c. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成11年5月31日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a. 償還条件

委託者は、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、

解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、信託約款の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託者は、当ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f . 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g . 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a . 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

b . 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

c . 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

d . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第7期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第8期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

(2) 当ファンドは、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)の財務諸表について中央青山監査法人(現みずす監査法人)、第8期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。また、当ファンドは、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間計算期間(平成18年3月11日から平成18年9月10日まで)および金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成19年3月13日から平成19年9月12日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けています。

当ファンドは、平成19年12月8日付で、名称を「ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド」から「クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンド」へ変更いたしました。

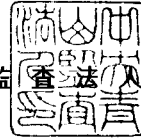
そのため、変更前の名称「ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド」で監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 4 月 22 日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

山手章

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田光夫

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成 17 年 3 月 11 日から平成 18 年 3 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成 18 年 3 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年4月24日


クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

荒川 進 

業務執行社員 公認会計士

鶴田 光夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成18年3月11日から平成19年3月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成19年3月12日現在の信託財産の状態及び同口をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	第 7 期 (平成18年 3月10日現在)	第 8 期 (平成19年 3月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		176,509,854	190,555,561
株式		5,383,440,700	4,015,295,200
未収入金		30,439,983	42,032,799
未収配当金		3,503,826	2,592,387
未収利息		4	1,983
流動資産合計		5,593,894,367	4,250,477,930
資産合計		5,593,894,367	4,250,477,930
負債の部			
流動負債			
未払金		10,817,010	-
未払解約金		7,722,990	1,513,791
未払受託者報酬		2,799,302	2,433,122
未払委託者報酬		41,989,468	36,496,752
流動負債合計		63,328,770	40,443,665
負債合計		63,328,770	40,443,665
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,436,302,703	3,608,325,794
剰余金			
期末剰余金	*2	1,094,262,894	601,708,471
(うち分配準備積立金)		(600,160,823)	(481,122,128)
剰余金合計		1,094,262,894	601,708,471
元本等合計		-	4,210,034,265
純資産合計		5,530,565,597	4,210,034,265
負債・純資産合計		5,593,894,367	4,250,477,930

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第 7 期	第 8 期
		自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		51,082,594	52,089,836
受取利息		1,154	127,072
有価証券売買等損益		1,857,465,538	274,515,868
その他収益		687,500	2,418
営業収益合計		1,909,236,786	222,296,542
営業費用			
受託者報酬		5,387,839	5,203,783
委託者報酬		80,817,465	78,056,545
営業費用合計		86,205,304	83,260,328
営業利益		1,823,031,482	-
営業損失金額		-	305,556,870
経常利益		1,823,031,482	-
経常損失金額		-	305,556,870
当期純利益		1,823,031,482	-
当期純損失金額		-	305,556,870
一部解約に伴う当期純利益分配額		219,411,721	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	16,919,923
期首剰余金又は期首欠損金()		714,920,742	1,094,262,894
剰余金増加額		-	17,701,574
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		-	(17,701,574)
剰余金減少額		-	221,619,050
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		-	(221,619,050)
欠損金減少額		205,563,875	-
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(182,791,934)	-
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(22,771,941)	-
分配金	*1	-	-
期末剰余金		1,094,262,894	601,708,471

(3)【注記表】

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	第 8 期 自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同 左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>平成19年 3月10日およびその翌日が休日のため、信託約款第43条により、第8期計算期間期末日を平成19年 3月12日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第 7 期 (平成18年 3月10日現在)	第 8 期 (平成19年 3月12日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 5,755,112,610円 期中追加設定元本額 150,896,758円 期中一部解約元本額 1,469,706,665円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 4,436,302,703円 期中追加設定元本額 80,708,965円 期中一部解約元本額 908,685,874円
2 計算期間末日における受益権の総数	2 計算期間末日における受益権の総数 3,608,325,794口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自平成17年 3月11日 至平成18年 3月10日	第 8 期 自平成18年 3月11日 至平成19年 3月12日
*1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,537,744円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(798,131,770円)及び分配準備積立金(555,623,079円)より分配対象収益が1,398,292,593円(1万口当たり3,151円)ですが、分配は行なっておりません。	*1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(658,745,340円)及び分配準備積立金(481,122,128円)より分配対象収益が1,139,867,468円(1万口当たり3,158円)ですが、分配は行なっておりません。

(有価証券に関する注記)

第7期(平成18年3月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	5,383,440,700円	1,214,700,260円
合 計	5,383,440,700円	1,214,700,260円

第8期(平成19年3月12日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	4,015,295,200円	335,383,681円
合 計	4,015,295,200円	335,383,681円

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第 7 期 (平成18年 3月10日現在)	第 8 期 (平成19年 3月12日現在)
1口当たり純資産の額	1.2467円 (1万口当たり 12,467円)	1.1668円 (1万口当たり 11,668円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式(平成19年3月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	国際石油開発帝石ホールディングス	56	961,000.00	53,816,000	
		東レ	82,000	866.00	71,012,000	
		クラレ	57,000	1,285.00	73,245,000	
		サンエー・インターナショナル	11,300	4,460.00	50,398,000	
		信越化学工業	8,600	7,030.00	60,458,000	
		ステラ ケミファ	10,200	3,970.00	40,494,000	
		日本触媒	33,000	1,260.00	41,580,000	
		J S R	16,600	2,620.00	43,492,000	
		日立化成工業	14,700	2,655.00	39,028,500	
		コーセー	13,700	3,180.00	43,566,000	
		武田薬品工業	9,000	7,870.00	70,830,000	
		中外製薬	18,100	2,970.00	53,757,000	
		東邦テナックス	186,000	690.00	128,340,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	9,000	7,550.00	67,950,000	
		三井金属鉱業	76,000	693.00	52,668,000	
		住友電気工業	25,100	1,788.00	44,878,800	
		日本発條	94,000	1,195.00	112,330,000	
		ソディック	58,900	898.00	52,892,200	
		小松製作所	45,400	2,570.00	116,678,000	
		クボタ	66,000	1,171.00	77,286,000	
		日立製作所	63,000	826.00	52,038,000	
		東芝	96,000	765.00	73,440,000	
		エルピーダメモリ	12,000	5,200.00	62,400,000	
		メルコホールディングス	29,600	3,160.00	93,536,000	
		松下電器産業	22,000	2,410.00	53,020,000	
		T D K	6,900	9,300.00	64,170,000	
		日本電波工業	15,400	5,780.00	89,012,000	
		京セラ	4,200	10,440.00	43,848,000	
		キヤノン	10,400	6,350.00	66,040,000	
		いすゞ自動車	84,000	603.00	50,652,000	
		トヨタ自動車	13,200	7,880.00	104,016,000	
		本田技研工業	12,000	4,310.00	51,720,000	
		H O Y A	14,200	3,960.00	56,232,000	
		トッパン・フォームズ	26,700	1,528.00	40,797,600	
		リンテック	31,900	2,125.00	67,787,500	
		アッカ・ネットワークス	127	184,000.00	23,368,000	
		オービック	2,070	23,510.00	48,665,700	
		日本ユニシス	39,200	1,614.00	63,268,800	
		日本電信電話	101	611,000.00	61,711,000	
		ソフトバンク	22,300	2,920.00	65,116,000	
		ハピネット	30,100	1,770.00	53,277,000	
		ガリバーインターナショナル	3,930	7,650.00	30,064,500	
		三井物産	41,000	2,205.00	90,405,000	
		エービーシー・マート	13,600	2,780.00	37,808,000	
		ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	79	666,000.00	52,614,000	
		クリエイイトエス・ディー	14,200	2,070.00	29,394,000	
		コスモス薬品	12,300	2,445.00	30,073,500	
ファーストリテイリング	4,800	9,260.00	44,448,000			
ペルーナ	55,650	1,656.00	92,156,400			
三菱UFJフィナンシャル・グループ	63	1,400,000.00	88,200,000			
三井住友フィナンシャルグループ	61	1,120,000.00	68,320,000			
武蔵野銀行	6,800	6,230.00	42,364,000			
みずほフィナンシャルグループ	250	814,000.00	203,500,000			

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		松井証券	44,000	1,161.00	51,084,000	
		だいこう証券ビジネス	49,600	1,388.00	68,844,800	
		オーエムシーカード	56,100	863.00	48,414,300	
		SBIホールディングス	2,488	47,450.00	118,055,600	
		野村不動産ホールディングス	12,000	4,290.00	51,480,000	
		アセット・マネジャーズ	270	222,000.00	59,940,000	
		キャリアデザインセンター	61	311,000.00	18,971,000	
		ラウンドワン	169	271,000.00	45,799,000	
		ユー・エス・エス	5,600	7,490.00	41,944,000	
		楽天	2,000	61,300.00	122,600,000	
	計	銘柄数：	63		4,015,295,200	
		組入時価比率：	95.4%		100.0%	
	合計				4,015,295,200	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。


独立監査人の中間監査報告書

平成18年10月24日


クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

清水 毅 

業務執行社員 公認会計士

鷗田 光夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成18年3月11日から平成18年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成18年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年3月11日から平成18年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

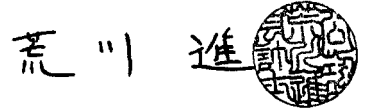
独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月13日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーク・ピカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成19年3月13日から平成19年9月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ウォーバーク・ピカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成19年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年3月13日から平成19年9月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	前中間計算期間 (平成18年9月10日現在)	当中間計算期間 (平成19年9月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		141,764,874	172,554,338
株式		4,873,645,230	2,983,574,050
未収入金		85,419,353	108,597,169
未収配当金		3,795,885	1,483,760
未収利息		504	1,749
流動資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066
資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066
負債の部			
流動負債			
未払金		76,131,717	90,370,104
未払解約金		1,238,891	5,446,042
未払受託者報酬		2,727,652	2,012,565
未払委託者報酬		40,914,654	30,188,473
流動負債合計		121,012,914	128,017,184
負債合計		121,012,914	128,017,184
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,149,651,788	3,183,934,844
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()	*2	833,961,144	45,740,962
(うち分配準備積立金)		(554,130,648)	(423,105,445)
剰余金合計		833,961,144	45,740,962
元本等合計		4,983,612,932	3,138,193,882
純資産合計		4,983,612,932	3,138,193,882
負債・純資産合計		5,104,625,846	3,266,211,066

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	前中間計算期間 自平成18年3月11日 至平成18年9月10日	当中間計算期間 自平成19年3月13日 至平成19年9月12日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		29,730,084	25,348,638
受取利息		28,287	260,520
有価証券売買等損益		162,167,597	577,329,180
その他収益		2,325	333
営業収益合計		132,406,901	551,719,689
営業費用			
受託者報酬		2,727,652	2,012,565
委託者報酬		40,914,654	30,188,473
営業費用合計		43,642,306	32,201,038
営業損失金額		176,049,207	583,920,727
経常損失金額		176,049,207	583,920,727
中間純損失金額		176,049,207	583,920,727
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		13,314,518	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額		-	6,848,168
期首剰余金		1,094,262,894	601,708,471
剰余金増加額		14,264,403	2,663,897
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(14,264,403)	(2,663,897)
剰余金減少額		85,202,428	73,040,771
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(85,202,428)	(73,040,771)
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		833,961,144	45,740,962

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前中間計算期間 自 平成18年 3月11日 至 平成18年 9月10日	当中間計算期間 自 平成19年 3月13日 至 平成19年 9月12日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

前中間計算期間 (平成18年9月10日現在)	当中間計算期間 (平成19年9月12日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 4,436,302,703円 期中追加設定元本額 62,236,237円 期中一部解約元本額 348,887,152円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 3,608,325,794円 期中追加設定元本額 21,606,914円 期中一部解約元本額 445,997,864円
2 計算期間末日における受益権の総数 4,149,651,788口	*2 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は45,740,962円であります。
	3 計算期間末日における受益権の総数 3,183,934,844口

(1口当り情報に関する注記)

項目	前中間計算期間 (平成18年9月10日現在)	当中間計算期間 (平成19年9月12日現在)
1口当たり純資産の額	1.2010円 (1万口当たり 12,010円)	0.9856円 (1万口当たり 9,856円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成19年10月31日現在)

資産総額	3,317,401,231円
負債総額	60,090,927円
純資産総額(-)	3,257,310,304円
発行済数量	3,114,210,476口
1口当たり純資産額(/)	1.0460円

第5【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
1期	4,754,381,742	660,068,161	4,094,313,581
2期	4,141,795,070	860,028,095	7,376,080,556
3期	815,993,280	920,183,690	7,271,890,146
4期	377,474,332	495,888,494	7,153,475,984
5期	168,002,886	729,399,152	6,592,079,718
6期	85,057,898	922,025,006	5,755,112,610
7期	150,896,758	1,469,706,665	4,436,302,703
8期	80,708,965	908,685,874	3,608,325,794

(注1) 第1期追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。